

令和元年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項

厚生労働省とハンセン病遺憲国家賠償訴訟全国原告団協議会、同全国弁護団連絡会及び全国ハンセン病療養所入所者協議会（以下これらを総称して「統一交渉団」という。）とは、平成13年7月23日付「基本合意書」、同年12月25日付「ハンセン病問題対策協議会における確認事項」及び平成14年1月28日付「基本合意書」に基づき、令和元年6月21日、ハンセン病問題対策協議会を開催し、以下のとおり合意したことを確認した。なお、この確認事項に記載のない事項については、この協議会の議事録による。

- 1 追悼式出席者（挨拶を行う者以外を含む。）に対する旅費支給については、対象範囲の明確化を図るべく引き続き協議する。
- 2 (1) 国立ハンセン病療養所における医師の確保については、へき地・離島に所在する等の地理的状況及び民間医療機関等に比較して給与等の経済的待遇の格差が大きいことが欠員を生じる要因となっていると考えられるところ、園長及び副園長の待遇については人里院との協議に基づき一定の改善がなされたところであるが、園長が実質的に欠けている療養所がある等、なお十分な改善に至っていないとの認識の下、この状況を解決するために更なる待遇改善を含む具体的な施策を実施し、引き続き医師の確保に最大限努める。
(2) 国立ハンセン病療養所の定員に関する平成26年8月15日付「合意書」を踏まえつつ、高齢化の進行等により、職員の看護・介護によらなければ日々の生活維持が困難な入所者が増えていること等を踏まえ、引き続き良好で平穏な療養体制の充実を図るために必要な人員確保に取り組む。介護三交替を実施する国立ハンセン病療養所における介護職員の夜間の待遇については、引き続き人里院に対してその増額を求めつつ、その改善に努める。令和2年度以降の定員及び介護職員等に関する人員確保についてその重要性を認識しつつ、協議するための機会を適時に設ける。
(3) 国立ハンセン病療養所の賃金職員及び期間業務職員については、定員状況を踏まえ引き続きその定員化に努めるとともに、定員内の職員の退職後の補充及び賃金職員等の定員化後の期間業務職員の補充については、欠員状況に対する入所者の不安及び介護ニーズの高まりを踏まえ、同一労働同一賃金の観点から必要な処遇改善を図る等、必要な人員確保に努める。
(4) 介護・調理・ライフライン職種以外の定員内の技能・労務職員の退職後の補充について、必要に応じて期間業務職員の採用により必要な職員を確保する。
(5) 大島青松園における船舶（公用船及び民間委託船）に関し、その重要性を踏まえ、入所者が地域社会から孤立することなく良好かつ平穏な生活を営むことができるよう、引き続き安全かつ安定的運航体制の確保に取り組むとともに、運航関連施設の早期の改善整備等に向けて関連自治体等との連携協力に積極的に取り組む。
(6) 入所者一人一人の意向に沿った療養の実現が重要な課題であることを踏まえ、入所者の臨床・生活上の人権問題等に関する委員会的組織（以下「委員会組織」という。）に関し、厚生労働省本省・国立ハンセン病療養所施設長・統一交渉団による意見交換のための会議を引き続き開催する。各国立ハンセン病療養所の委員会組織の外部委員に対する研修を引き続き実施することとし、これに向けた必要な事項を協議する。

- 3 (1) 地域において、足底穿孔症、知覚麻痺等のハンセン病特有の後遺症に対して適切な対応が行われ、また、回復者本人の心情に応じた適切な医療及び介護が行われるよう、引き続き当事者、相談事業者等の意見や医療関係者からの情報を集約し、回復者のニーズの把握及び医療・介護支援者の確保に努め、より充実した支援体制を早急に実現する。
(2) 適切な社会内生活支援策の実施に向けて、引き続き退所者の生活実態の把握と実態に即した相談支援体制の実現に努める。特に、退所者の多い沖縄においては、沖縄県を含む関係者・関係団体との連携・協力を図る。
(3) 非入所者によって扶養されていた家族の非入所者の死亡後の生活の安定等を図るための経済的支援の在り方を検討するため、引き続き、非入所者本人からの聞き取り等の調査を実施する。
(4) ハンセン病に対する偏見差別（入所者等の家族に対するものを含む。）を解消するため、啓発の内容、方法及び関係諸機関との連携協力等の啓発の在り方について協議する場の設置を検討する。
- 4 (1) 平成30年度からの歴史的建造物の緊急補修工事については、令和元年度より設計に着手し、可能なものは令和元年度中に着工する。
(2) 多磨の少年少女舎については、現況調査結果を踏まえ、ワーキンググループを開催して保存方法を具体的に検討していく。その他の史跡保存についても、療養所全体の本格的保存に向けた考え方の中で、大事なものとしてしっかりと進めていく。
(3) 療養所の歴史的建造物・史跡等の永続的保存については、平成31年3月の「歴史的建造物の保存等検討会」で本格的保存についての考え方を再整理したところであり、今後は、各療養所で自治会と相談しながら保存方法も踏まえた保存対象のリスト案を作成し、自治体、同検討会委員弁護士、厚生労働省も参画し、将来構想や永続化を踏まえた全体構想を、療養所ごとに検討していく。
(4) 社会交流会館の学芸員については、令和元年度4名の増員を計上し、更なる増員については、個別の要望を聞きながら、今後の来館者数等を踏まえて検討する。また、語り部の高齢化は重要な問題であり、社会交流会館での聞き取り調査には国立ハンセン病資料館も支援し、しっかりと取り組んでいく。
社会交流会館の運営費は、本来の使途で、円滑に運用できるよう、厚生労働省として施設に対する趣旨の周知に努める。
社会交流会館の設置と運営及び人的スタッフの補充については、統一交渉団との協議の場を設置し、厚生労働省医政局及び健康局の双方が出席して、しっかりと協議していく。
(5) 菊池医療刑務支所の歴史保存計画の進捗について、これまで厚生労働省から統一交渉団への情報提供が十分でなかったとの指摘を踏まえ、今後、厚生労働省は、関係機関からの情報収集と統一交渉団への情報提供に努める。
(6) 医療基本法については、厚生労働省としても重要な視点として方向性を共有しており、総合的基本法の策定は望ましく、国民合意の下で作って次世代につないでいくために、必要な協力と調整を行っていくことを確認する。
- 5 (1) 今後においても、平成13年12月25日付「ハンセン病問題対策協議会における確認事項」に基づき、入所者が最後の一人となっても、意思に反して退所転所させることなく終生在園できることを改めて確認する。

(2) 療養所の永続化の問題については、従来の意見交換会を、今後、ハンセン病遺憲国家賠償訴訟
全国原告団協議会、全国ハンセン病療養所入所者協議会も参加する形で継続していくこととす
る。

6 国立ハンセン病資料館の展示内容につき、これを検討する委員会を設置する。具体的な人選、運営
等については、統一交渉団と厚生労働省健康局難病対策課との間で協議する。

令和2年4月27日

統一交渉団
代 表

志村 康一



ハンセン病問題対策協議会座長
厚生労働副大臣

鷹本 岳

